

文書名	社会福祉法人開拓 役員報酬規程			版	2	頁数	
文書番号	Q-33	発行日	令和4年3月17日	承認		審査	作成
発行部門	評議員会						

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人開拓（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本法人の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、役員としての職務執行を常勤で行う者及び職員を兼務し職員給与規程に基づく給与を受けている者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員としての職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員は、定款第8条の規定により無報酬とする。
- 3 常勤理事で職員を兼務する者に対しては、職員としての職務とは別に、役員としての職務に応じて報酬等を支給する。ただし、同一業務に対する併給はしない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間300万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」及び別記1「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 7 理事が職員を兼務している場合、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は第1項に含まれない。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月末日日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 3 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

- 2 社会福祉法施行規則に規定される社会福祉法人の「事業の概要等」(現況報告書)に記載する理事の報酬等の総額には、理事が職員を兼務して受ける職員報酬を含めるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

別記1 非常勤理事の報酬

理事：理事会・評議員会出席の都度 1人一律5,000円

[改版履歴]

版数	改版日	ページ	変更内容	担当
1	平成29年 6月28日			
2	令和 4年 3月17日			白井

別表 常勤理事俸給表

号給	給料月額 円
1	265,500
2	276,000
3	286,000
4	297,400
5	307,400
6	317,600
7	332,500
8	344,600
9	356,700
10	368,600

号給	給料月額 円
11	380,400
12	392,300
13	404,200
14	416,200
15	428,100
16	439,600
17	450,500
18	461,100
19	469,800
20	477,200

号給	給料月額 円
21	484,500
22	489,600
23	494,800
24	499,700
25	504,000
26	
27	